

(きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業実施要領第2 関係)

令和4年度 きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業実施基準

1 きのこ培地資材高騰に対する支援事業

(1) 事業対象期間及び補助対象

本事業の事業対象期間は令和4年4月1日から令和5年3月10日とし、令和5年3月1日までの出荷数量を補助対象とする。

(2) 事業の実施

ア 生産者は所属する地域^{※1}のいずれかの事業実施主体に、自身の取組内容をまとめて、申請するものとする。

※1：個人の場合は居住地住所、団体・法人・民間事業者等の場合は登記の住所とする。

イ 実施計画書(実施要領様式第2号)は、10月31日までの出荷実績(3(1)ア(A)欄)と、それ以降3月1日までの出荷計画(3(1)ア(B)欄)をまとめ、12月9日までに提出するものとする。

ウ 概算払い請求書(実施要綱様式第12号)は、1月20日までの出荷実績と、それ以降3月1日までの出荷計画をまとめ、1月31日までに提出するものとする。なお、概算払額は実績分を支払うものとする。

エ 実績報告書(実施要領様式第3号)は3月1日までの出荷実績(3(1)(B)欄)をまとめて、3月11日までに提出するものとする。

(3) 支援単価の算出

支援単価は、出荷数量1kgあたり(2.5円^{※2})とする。

※2：支援単価はその後の変動幅を考慮し、事業計画提出時点で価格を決定する。

(4) 補てん額の算出方法

ア 上記の補助対象期間内におけるきのこ出荷数量に上記補てん単価を乗じて算出する。

イ 端数は、生産者ごとに千円未満を切り捨てとする。

2 きのこ培地資材高騰に対する支援事業推進事業

(1) 事業内容

ア 推進事業はきのこ培地資材価格高騰緊急対策事業を実施するにあたり、事業実施主体が当該市町村又は、農業協同組合の管轄地域に所属する申請者の取組内容を取りまとめることとする。

イ なお、事業実施に係る交付対象経費は以下のとおりとする。

(2) 対象経費

対象経費は、振込手数料、通信運搬費、消耗品費(参考様式1に基づく)

ただし、上記以外で必要となる経費については、県と協議するものとする。

(3) 上記経費を申請する場合

他の経費と区分し、実績報告時には証拠となる書類(写)を添付する。

(4) 補助額

補助額の上限は2,000円/1件とする。